

令和6年度 公設学童保育所 入所申込みについて

令和5年11月

- 1 入所を希望される方は、下記「申込みに必要な書類」の提出をお願いします。書類は、各学童保育所、南房総市役所市民課、朝夷行政センター、各地域センター、子ども教育課、市ホームページで配布しています。
- 2 入所の可否については、父母 及び 65歳未満の同居（同一敷地内）の親族（祖父母含む）の「就労証明書」等を審査し、判断します。

※ きょうだいがいる場合の証明書等は、原本を1枚、きょうだい分はコピーでもかまいません。

○ 入所の基準と申込みに必要な書類

入所できる児童は、家庭が次のいずれかの事情にある場合です。基準を満たせなくなった場合は、利用できません。適正な利用に御協力ください。

入所の基準	申込みに必要な書類	
① 就労 保護者が昼間、家庭の内外で仕事をするため、保育できない。	・就労証明書	【共通する書類】
② 出産 妊娠中、又は出産後間がない(出産前8週から出産後8週まで)ため、保育できない。※ 育児休業期間中は、利用できません。	・母子健康手帳の写し	・入所申込書 ・家族の状況調書
③ 保護者の病気等 保護者に病気や心身の障害があるため、保育できない。	・身体障害者手帳の写し等、状況がわかるもの	・その他、状況に応じて必要となる書類
④ 病人等の看護 家庭に病人や心身に障害のある人がおり、保護者が介護しているため、保育できない。		
⑤ 被災等 火災、風水害や地震などによる被災により、居宅を失ったり、破損したりしたため、復旧の間、保育できない。	・被災の事実を証明できる書類	

○ 申込の受付場所・期間・時間

受付場所	受付期間	受付時間
入所を希望する学童保育所 (富浦・富山・三芳・千倉・嶺南)	12月1日(金)～ 15日(金)の平日	14:00～18:00
子ども教育課 (丸山分庁舎)	12月1日(金)～ 15日(金)の平日	8:30～17:15
	12月9日(土)・10日(日) 【休日受付】	10:00～15:00

○ 申込上の注意

- ・ 近年、多くの方から申込みをいただいています。定員を超過した場合、書類審査を行い、優先度の高い方から入所となります。そのため、入所をお待ちいただく場合があります。
- ・ 受付期間を過ぎてからの申込みは、一次書類審査の対象となりません。そのため、入所をお待ちいただく場合があります。
- ・ 長期休業中のみ利用を希望される方も、受付期間中にお申込みください。
- ・ 保育料を滞納されている場合、入所をお断りすることがあります。
- ・ 私立の学童保育所(クラブ)の利用については、直接各施設にお問い合わせください。

(裏面あり_学童保育所の利用について)